

伊豆の国市環境基本計画

【概要版】



伊豆の国市はエコアクション21の
認証を取得しています。
【認証・登録番号 0004233】

平成26年4月

伊豆の国市

計画の目的

伊豆の国市（以下「本市」と呼びます。）は、市の中央に広がる田方平野や狩野川、その周りを囲む中山間地域などの豊かな自然環境や景観とともに、豊富な温泉を貴重な財産として受け継いでいます。

しかしながら、私たちは生活に富裕や利便性を求めた結果、環境に対して大きな負担を与えることとなり、地球規模で環境問題が深刻化しつつあります。

特に、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量に関しては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の施行後も、簡単に減少させることができない状況です。

『伊豆の国市環境基本計画』は、「伊豆の国市環境基本条例」（平成 25 年 4 月施行）に基づき、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の 3 つの社会づくり、及びこれらの 3 つの社会の安全が確保される生活環境の確保など、環境保全に関する統合的な取り組みを推進することを目的として策定したものです。

また、行政、市民、事業者それぞれが担うべき役割を明らかにし、相互に協働しながら環境保全の取り組みを積極的に促進するものです。

❁ 計画の対象範囲

原則として伊豆の国市全域とします。

ただし、河川のように流域としてとらえる必要がある場合や、大気汚染のように広域的な対応が必要なものなどについては、国や県、他の地方自治体などと協力しながら課題の解決に取り組むものとします。

❁ 計画の対象分野

①生活環境、②自然共生社会、③循環型社会、④低炭素社会、⑤環境教育等の 5 つの分野とします。

❁ 計画の期間

平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間とします。

なお、環境問題や社会情勢の急激な変化に応じて、概ね 5 年に一度見直しを行うこととします。

伊豆の国市環境基本条例の基本理念

1. 環境の保全及び創造は、市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、良好で快適な環境が将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。
2. 環境の保全及び創造は、すべての者が、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築することの重要性と責務を認識し、市、市民、事業者及び滞在者が、それぞれの責務に応じた公平な役割分担の下に、互いに協働し、自主的かつ積極的に行われなければならない。
3. 環境の保全及び創造は、本市の中央に広がる田方平野や狩野川、その周りを囲む中山間地などの豊かな自然環境に恵まれた本市の特性を踏まえつつ、環境への負荷を可能な限り減らすことにより、人と自然とが共生できる循環型社会が構築されるよう行われなければならない。
4. 環境の保全及び創造は、地域における事業活動及び日常生活が地球全体の環境にも影響を及ぼすとの認識のもとに、市民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であるため、地球環境の保全に資するよう行われなければならない。

計画の目標

1. 望ましい環境像

私たちの先人は、自然の恵みを受け取りながら、知恵と努力により今日の豊かな社会を築いてきました。現代に生きる私たちは、この恵み豊かな環境を確保・保全するとともに、よりすばらしいものにした上で、未来の世代に継承する責務を負っています。

本計画では、望ましい環境像を以下のとおり定め、市域における更なる良好な環境の形成・創出を目指します。

全員参加で 未来に伝える

美しい自然に恵まれた 快適な空間のまち 伊豆の国市

2. 基本理念

本市は、清流・狩野川が平野部を南北に流れ、その両側に豊かな田園地帯と森林が広がっており、水と緑の豊かな自然環境に恵まれたまちです。

私たちは、安全で快適な生活を営むため、健全で豊かな環境の恵みを楽しむ権利を有するとともに、その環境を将来の世代に伝えていく責務を有しています。

市の最上位計画である「第1次伊豆の国市総合計画」では、市が目指す将来像を

『自然を守り、文化を育む、魅力ある温泉健康都市』

として、この将来像を実現するための6つのまちづくりの基本方針を定め、市の特性を活かした取り組みを進めてきました。

環境基本計画は、環境面から各種の取り組みを推進することにより、総合計画に掲げられた将来像の実現を目指すものです。

これを受けて、本計画では、望ましい環境像を実現するための基本理念を以下のとおり定めます。

基本理念1. 安全・安心の確保を前提とした取り組みの展開

本計画では、「安全・安心」が確保されることを前提とした上で、市民の未来への不安を解消し、安心して受け入れることのできる未来に向けた取り組みを示します。

具体的には、あるべき未来の実現のために今必要な取り組みを示します。

基本理念2. 公平な役割分担の下で地域が一体となった取り組みの展開

従来の環境行政の枠組みでは対応が困難な新たな環境問題の解決のためには、市民、事業者、市などの取り組みの実施主体が協力し、地域が一体となって良好な環境の保全・創出に努めることが大切です。

このため、本計画では、地域が一体となった環境保全を行うことができるよう、多くの主体が参加し、連携・協働できる取り組みを示します。

環境保全のための取り組み

1. 安全・安心な生活環境の保全に向けて

❖基本方針

安全・安心な生活環境を保全し、未来に伝えるためには、人の健康や生活環境へ被害を及ぼすおそれのある公害や環境汚染の未然防止に努めることが必要です。

本計画では、市民や事業者一人ひとりが環境の許容限度や復元力には限界があることを認識した上で、日常生活や事業活動に伴い発生する環境負荷の低減に努め、大気や水などを良好な状態に保つことにより、本市に住む人々の健康の保護と生活環境の保全を図り、安全・安心な生活環境を未来に伝えます。

❖市の取り組み（施策）

1 大気・悪臭・騒音・振動	①固定発生源（事業所等）対策の推進 ②移動発生源（自動車等）対策の推進
2 水質	①河川水質の保全と監視 ②適正な排水対策の推進
3 化学物質・放射性物質・公害への苦情	①化学物質・放射性物質への対策の推進 ②公害苦情の適正処理と啓発活動の推進


2. 自然共生社会の実現に向けて

❖基本方針

良好な自然環境を保全し、生物多様性が確保された「自然共生社会」を未来に伝えるためには、適切な管理と継続的な手入れが必要です。

本計画では、一人ひとりが自然から多くの恵みを享受していることと、自然は一度損なわれると、元の状態に回復するまでに長い時間を必要とすることを認識した上で、水辺や緑などの身近な自然環境を保全しながら適正な利用を図ることにより、人と自然が共生できるまちづくりを進めます。

❖市の取り組み（施策）

1 河川・水資源	①適正な水循環の確保 ②水辺空間の保全
2 森林・農地 	①森林の保全と林業の振興 ②農地の保全と農業の振興
3 動植物	①生物生息空間の確保 ②外来生物対策の推進
4 自然とのふれあい	①市民が自然とふれあう場所の整備 ②市民が自然とふれあう機会の整備

3. 循環型社会の実現に向けて

❖基本方針

物質循環を適正に確保し、環境への負荷が低減された「循環型社会」を未来に伝えるためには、天然資源の消費抑制と廃棄物の減量が必要です。

本計画では、市民や事業者一人ひとりが天然資源の消費と廃棄物の排出を通して、環境に負荷を与えていることを認識した上で、資源の適正な利用、及び廃棄物の排出抑制とリサイクルの推進に努めることにより、ごみの散乱や不法投棄の無い資源循環が確保されたまちづくりを進めます。

❖市の取り組み（施策）

1	廃棄物の減量・再資源化・適正処理	①ごみの減量の推進 ②再使用・再資源化の推進
2	環境美化・不法投棄	①環境美化の推進 ②不法投棄の防止



4. 低炭素社会の実現に向けて

❖基本方針

地球温暖化問題を解決し、温室効果ガスの排出が抑制された「低炭素社会」を未来に伝えるためには、省エネルギーの一層の推進と、再生可能エネルギー設備の普及が必要です。

本計画では、市民や事業者の日常生活や事業活動が地球規模の環境に影響を与えていることを認識した上で、エネルギーの合理的な利用に努めるなどの環境に配慮した取り組みを推進することにより、環境負荷の少ないライフスタイル・ビジネススタイルが確立されたまちづくりを進めます。

❖市の取り組み（施策）

1	地球温暖化	①温室効果ガス排出量の削減 ②地球温暖化防止に向けた意識の向上
2	省エネルギー・再生可能エネルギー	①省エネルギーの取り組みの推進 ②再生可能エネルギーの導入の推進
3	低炭素都市	①緑地保全の推進 ②交通対策の推進

5. 環境教育等の展開に向けて

❖基本方針

環境保全の取り組みを進めるためには、関係者一人ひとりが様々な環境問題に対して理解を深め、市民、事業者、市のすべての関係者が適正かつ公平な役割分担のもとで相互に連携・協力し、自主的かつ積極的に環境保全活動に参加することが必要です。

本計画では、市民や事業者の環境保全に資する取り組みが促進されるよう環境教育等を展開することにより、日常の生活や事業活動、地域での活動などのあらゆる場面において環境に配慮した行動を自発的・積極的に行える人づくりや仕組みづくりを進め、恵み豊かな環境を市民、事業者、市の連携・協力の下で保全・創出し、未来へつなげていくものとします。

❖市の取り組み（施策）

1	環境教育・環境学習	①環境教育・環境学習の活発化 ②環境教育・環境学習への支援
2	環境情報・環境保全活動	①自発的な環境保全の取り組みの推進 ②連携・協力による環境保全の取り組みの推進



地球温暖化対策の取り組み

1. 地球温暖化防止に向けた動向

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、2007年に発表した報告書（第4次評価報告書）で「地球温暖化は疑う余地がない」と断言し、「20世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇のほとんどは、人為起源の温室効果ガス濃度の増加によってもたらされた可能性が非常に高い」ことを明らかにしました。

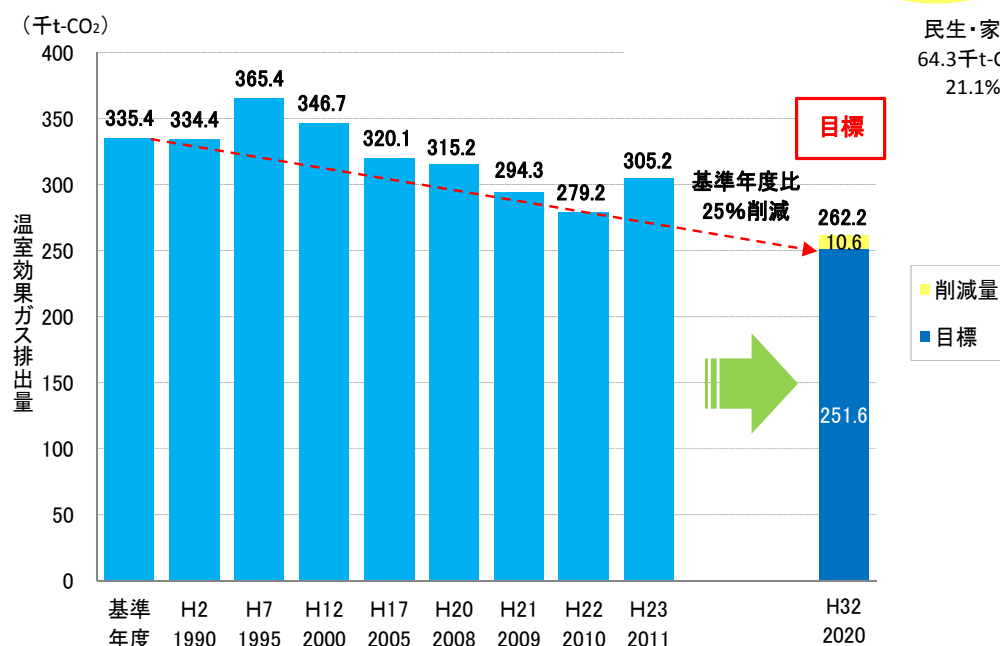
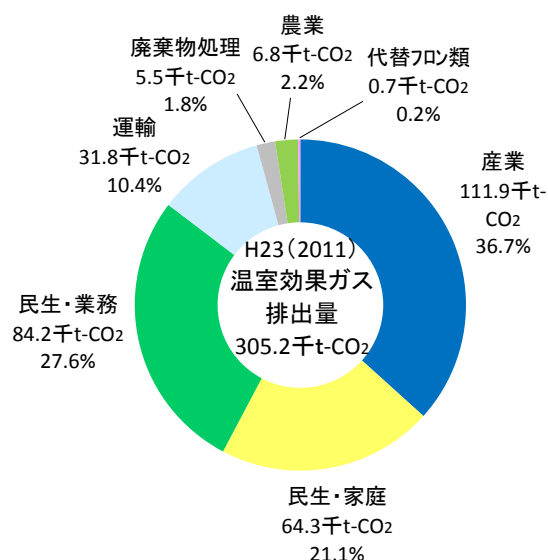
これを受けて我が国は、地球温暖化防止に向けた長期目標として、2050年までに温室効果ガスの排出量の80%削減を目指すこととしています。また、中期目標として、2020年までに温室効果ガスの排出量の25%削減（1990年比）を目指すこととしています。

今回策定した「地球温暖化対策地方公共団体実行計画」は、本市の温室効果ガス排出量（市域全体から排出される温室効果ガス排出量）の削減目標を定め、目標達成に向けた市の施策や市民・事業者に取り組んで頂きたい各種の取り組みを具体的に示すものです。

2. 温室効果ガス排出量と削減目標

市域からの平成23年度の温室効果ガス排出量は305.2千t-CO₂であり、基準年度より約9%減少しました。部門別にみると、産業部門は大幅に減少しましたが、民生・家庭部門と民生・業務部門、運輸部門は増加しました。

市域から排出される温室効果ガス排出量は、過年度の減少傾向が将来も継続し、長期的に減少していく見通しです。この上で、本計画では市域からの温室効果ガス排出量の削減目標を以下のとおり定め、環境への負荷を抑えた低炭素社会の形成を目指して各種の取り組みを進めていきます。



目標

平成32年度（2020年度）までに25%削減（基準年度比）

3. 温室効果ガス削減のための取り組み

地球温暖化の防止に向けて温室効果ガスの排出量の削減を進めるためには、私たち一人ひとりが、自らの日常生活や事業活動などを見直し、省資源・省エネルギーに努めるとともに、化石燃料に代わる新たなエネルギーを導入するなどにより、今まで以上に環境負荷の抑制を図る必要があります。

温室効果ガスの削減目標を達成するため、重点的に推進する取り組みを以下に示します。

重点取り組み1. 家庭や事業所での省エネルギーの推進

地球温暖化は、私たちの日常の生活や事業活動などでのエネルギー消費が原因の1つとなっているため、このことを正しく理解した上で、家庭や事業所などでの適正なエネルギー利用を心がけ、一層の省エネルギーの推進に努めましょう。

具体的 取り組み

1. ライフスタイルの転換による省エネルギーの推進
2. HEMS・BEMSによるエネルギー消費の最適制御

※HEMS・BEMS：IT技術を活用し、建物全体でエネルギーが効率的に使用されるよう管理することで省エネルギーを実現するシステム。

重点取り組み2. 再生可能エネルギーの導入推進

温室効果ガス排出量は、電力の消費によるものが多いため、市としては、電力の消費を抑えるための取り組みとして、再生可能エネルギーの導入を今後一層推進することを目指して各種の施策に取り組んでいきます。市民・事業者は、市と連携・協力することにより、自宅や事業所での再生可能エネルギーの導入を検討・推進しましょう。

具体的 取り組み

1. 太陽光発電の普及推進
2. 高効率給湯器、燃料電池の導入推進

重点取り組み3. 移動手段の低炭素化

本市では、現状において市域における交通は自動車に依存しており、運輸部門の温室効果ガス排出量は、基準年度から大きく増加しました。

将来的に自動車に依存しない交通体系の整備が求められていることなどを踏まえ、市民・事業者・市が一体となって、自動車からの温室効果ガスの排出を抑制するための取り組みを推進しましょう。

具体的 取り組み

1. 自動車使用時のエコドライブの推進
2. 公共交通の利便性の向上と利用の推進

重点取り組み4. 森林と農地の保全

国は、温室効果ガスの削減のため、森林による二酸化炭素の吸収量を確保することとしています。

本市においても豊かな森林資源を有効に活用し、森林を適正に管理することで樹木の成長を促し、森林による二酸化炭素の吸収を推進します。併せて、農業の振興を図ることで農地の有効利用や遊休農地の活用などを促し、農地による二酸化炭素の吸収を推進します。

具体的 取り組み

1. 森林の保全
2. 農地の保全

計画の推進

1. 市民や事業者の環境配慮の取り組みの推進

私たちは、日常の生活や事業活動において、直接的・間接的に環境に負荷を与えているため、本計画に定める「望ましい環境像」を実現するためには、自らの行動が環境へ影響を及ぼしていることを認識し、身近なところから環境保全の行動に取り組んでいくことが必要です。

市民や事業者のみなさまに取り組んで頂きたい『環境配慮の取り組み』の具体例を以下に示しますので、市と一緒に「望ましい環境像」の実現に向けて、環境に配慮した生活や事業活動の実践をお願いします。

安全・安心な生活環境の保全に向けて

- ごみは野外で焼却してはならないことを守りましょう。
- 農業での使用済ビニール等は、野外で焼却せず適正に処理しましょう。
- 洗剤やシャンプーなどは、使いすぎないようにしましょう。
- 公共下水道に接続可能な地域では、速やかに接続しましょう。
- 近所に迷惑をかけないように、生活マナーを守りましょう。

自然共生社会の実現に向けて

- 河川敷などの身近な水辺を大切にしましょう。
- 野外活動やレクリエーションで水辺を汚さないようにしましょう。
- 河川敷の美化・清掃などのボランティアに積極的に参加しましょう。
- 森林や農地の価値を正しく理解しましょう。

循環型社会の実現に向けて

- ごみはルールを守り、きちんと分別して所定の場所に出しましょう。
- 地域の資源回収やスーパーの店頭回収などに協力しましょう。
- 地域の清掃・美化活動などに積極的に参加しましょう。
- たばこの吸い殻やごみのポイ捨てをしないようにしましょう。

低炭素社会の実現に向けて

- 夜ふかし型から早寝早起き型の生活に切り替えましょう。
- テレビや照明、冷暖房機器などの節電を心がけましょう。
- 自動車の運転時は、エコドライブを心がけましょう。
- 花壇への植栽など家庭や事業所に緑を増やしましょう。

環境教育等の展開に向けて

- 日々の生活や行動が、環境に関わっているという意識を持ちましょう。
- 市が提供した環境保全に関する取り組みなどを日々の生活や事業活動の中で実践しましょう。
- 環境について学んだ知識や体験を子どもたちに伝えましょう。

2. 市民や事業者との連携・協力による計画の推進

本計画を実行し、環境保全を図るためには、行政による施策の実行だけでなく、市民、事業者、行政が互いに連携・協力し、それぞれの役割と責任を自覚した上で環境保全に率先して取り組むことが必要です。このため、全庁的な取り組み体制を整備するとともに、市民や事業者との連携・協力に向けた体制づくりを進めます。

本計画については、進捗状況を定期的に点検・評価することにより、本市の環境の継続的な改善を図るものとします。点検・評価結果は、ホームページを通して市民、事業者公表します。これにより、関係者が環境に関する情報を共有し、環境の現状や課題などについて共通の認識を持ち、市民、事業者、行政の連携・協力による環境保全の取り組みを進めることが可能となります。